

# 未確定事項に直面した監査人の対応

— 文献・制度の評価(3) —

坂 柳 明

## 1. タイプBの未確定事項に直面した場合の対応とその成立プロセス

監査論上の「未確定事項」について、坂柳(2005a)では、未確定事項を〔図1〕のようなタイプAとタイプBに分けることを提案した。続く坂柳(2005b)では、タイプAの未確定事項や除外事項<sup>1)</sup>の構造と比較する形で、タイプBの未確定事項の理論構造を明らかにした(〔図2〕<sup>2)</sup>を参照)。それによって、一

〔図1〕 — 2つの未確定事項

未確定事項(※)	タイプA	将来に発生する事象の結果が経営者に見積もれず、監査人も経営者のその判断に同意している場合のその項目
	タイプB	将来に発生する事象の結果を財務諸表上で経営者は見積もっているが、その見積もり額が正しいかどうか監査人に判断できない場合のその項目

※：もちろん、将来に発生する事象の結果が将来(の財務諸表)に金額的に重要な影響を与えるものを前提にしており、当期の財務諸表についての監査人の対応を決定する上でも、その金額的重要性ゆえに問題になるものを前提にしている。また、「項目」という用語で、(1)：経営者及び監査人が実際に直面する様々な状況そのものを指す場合と、(2)：そうした状況下で、財務諸表監査上問題になる特定の項目を指す場合がある。

- 1) 「除外事項」については、坂柳(2005a, 164)の脚注4を参照。本稿でも、そのように捉える。
- 2) この〔図2〕をより詳しく理解するためには、坂柳(2005b, 256-263)の議論及びそこでの〔図8〕のパターンII(260頁)、そして坂柳(2006, 129-130)の脚注2を参照頂きたい。

【図2】—タイプBの未確定事項の構造

経営者の直面する状況	監査人の直面する状況
[見積もり数値複数] { e1 ⇒ e1または e2のいずれかを, 経営者のインセンティブによって選択 e2 }	[見積もり数値複数] { e1 ⇒ 経営者の選択が正しいかどうか が判断不能 e2 }
[見積もり数値1つ] { e1または e2 の合理性が, 経営者は判断できている }	[見積もり数値複数] { e1 ⇒ 経営者の選択が正しいかどうか が判断不能 e2 }

一般的な概念として、タイプBの未確定事項が読者に受け入れられるであろう。

しかし、坂柳（2005b）で示したタイプBの未確定事項の一般構造については、経営者は1つの見積もり数値を決定したものの、「複数の見積もり数値」に監査人が直面するに至るプロセスが、具体的にどのようなものであるかが示されていない。また、(1)：タイプBの未確定事項に言及した具体的な事例として、坂柳（2005a, 178-182）のPubco Corporation（以下、「Pubco社」とする）1979年監査報告書や、坂柳（2005b, 247-248）のDiversified Mortgage Investors, Inc.（以下、「Diversified社」とする）1979年監査報告書が挙げられており、(2)：タイプBの未確定事項に言及した具体的な文献としては、坂柳（2005a, 176-178）や坂柳（2005b, 266-269）の中西（1963, 206）や、坂柳（2005b, 245-246, 263-266）の日下部（1958, 359）が挙げられているが、これらがタイプBの未確定事項について言及した文献や事例であることはわかっても、そこから【図2】に示したタイプBの未確定事項の構造がどう導けるのかが説明されていない。

つまり、坂柳（2005a）や坂柳（2005b）の議論では、(1)：文献や事例は、

それ自体単独でタイプBの未確定事項に言及していることが論証され、(2)：理論構造も、それ自体単独に記述されているため、文献や事例と、[図2]に示したタイプBの未確定事項の構造がどうつながるのかが、具体的に示されていなかったのである。そこで本稿では、個々の文献や事例から、タイプBの未確定事項の理論構造がどのように導かれるのかを、明らかにする。それによって、[図2]に示したタイプBの未確定事項の構造が変わるわけではないが、経営者が見積もり数値を選択し、監査人が「複数の見積もり数値」に直面するに至ったプロセスを示すことによって、タイプBの未確定事項の理論構造が、より読者にわかりやすくなることが期待される。以上の作業は、2節で行われる。

続く3節(3-1と3-2)では、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応がどうなるのかを考察する。その際、まず考慮する必要があるのは、(1)：見積もり数値は、経営者の会計上の主張であるが、その主張の適否が確かめられなかった場合の監査人の対応を考える上で、参考になるのは、監査範囲の制限によって、経営者の会計上の主張の適否が確かめられなかった場合の対応だという点である。(2)：また、もう一つ考慮すべきなのは、後述するが、タイプBの未確定事項があることによって、一般に認められた会計原則(GAAP)に準拠していることが確かめられなかったその項目が、他の財務諸表項目に連鎖的に影響を与えるという意味の「浸透性」という概念である。以上2点を踏まえた上で、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応を導く。

一方、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定<sup>3)</sup>は、「未確定事項」について言及していると解釈されている<sup>4)</sup>が、その「未確定事項」がタイプAなのかBなのかは、明らかではないし、規定上もそうである。仮に、この「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定が、タイプAの未確定事項を想定しているとした場合に、そこで規定されているような「意見不表明」を監査人が選択する余地があるかどうかについて、坂柳(2006)

3) 坂柳(2006, 152)の[図18]を参照。3節(3-3の[図16])で再掲する。

4) 坂柳(2006, 153)の[図19]を参照。

は検討した<sup>5)</sup>。そこでの結論は、論理的に考えて、意見不表明を選択する余地はない、というものであった<sup>6)</sup>。

それでは、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定が、タイプBの未確定事項を想定していると考えた場合はどうだろうか。本稿では、この規定が、タイプBの未確定事項を想定していたら、それは十分理論的に説明可能であることを示す。この作業も、3節(3-3)で行われる。

3-3では、制度上は、タイプAの未確定事項に直面した監査人は、無限定適正意見に追記情報を加える(以下、「適正意見+追記情報」とする)余地がある<sup>7)</sup>にもかかわらず、上記「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」中の、「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」が、タイプAの未確定事項に該当することを理由に、監査人によって「意見不表明」も選択される可能性があること(3-3の[図17]を参照)を指摘する。しかし、この問題を解決するのに、現行「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定を排除すればよいのか、という点については、筆者は否定的である。この規定は、今後タイプBの未確定事項に直面した場合の対応を規定したものとして、今後監査人に利用される可能性があるからである。また、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応として、意見不表明や、「subject to opinion 等の意見表明」(詳しくは、3-2を参照)も監査人が選択できるように、監査基準・実務指針を今後整備していく必要があるだろう。

以上が3節の内容である。最後の4節では、本稿のまとめを行い、残された課題を示す。

---

5) 「意見不表明」については、坂柳(2006, 153)の脚注27を参照。

6) 坂柳(2006, 177-178)を参照。

7) 理論的にではなく、制度的に、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応として、「適正意見+追記情報」があることについては、坂柳(2006, 141-145)を参照。

## 2. タイプBの未確定事項の成立プロセス

### 2-1 Pany and Whittington (1997) に見られるタイプBの未確定事項

まず始めに、Pany and Whittington (1997, 78) のINDUSTRY FOCUSを見てみよう。そこには、次のように記されている（[図3]を参照。）。

まず、[図3]で問題になっている「貸付金」であるが、「真の判断を行うことが一切不可能である」と監査人が判断しているところの貸付金を、経営者がそもそも貸借対照表で認識しているかどうか、問題になる。その評価が「不可能」だと経営者が判断しているような「貸付金」が想定されている、との解釈ができるかもしれない。

しかし、「真の判断を行うことが不可能である」と判断している監査人に対し、貸付金の評価が不可能である（貸倒損失の金額が見積もれない）、と経営者が判断している状況では、他の除外事項がない場合は、経営者の状況判断に監査人が同意<sup>8)</sup>することになる。従って、監査人が無限定適正意見を表明することはあっても、その対応が意見差控になることはない。そうすると、この[図3]の主張を理解する上では、[図3]の「貸付金」は、その評価が不可能であると経営者が判断している「貸付金」ではなく、「経営者が貸借対照表上に認識している特定の貸付金」を指している、と捉える必要がある。

[図3]の記述によると、貸付金の価値に影響を与えると考えられているのは、「非常に大きな不景気」という経済環境である。こうした経済環境によって、利息・元本の受け取りに関する将来に生じるキャッシュ・フローの見積もりパターンや、景気停滞地域の不動産担保価値が1つに決まる（※1）状況に、経営者も監査人も直面しているのであれば、監査上は、経営者による貸付金の評価が、その見積もりパターンや不動産担保価値を反映したものになっているかどうかだけが問題になる。監査範囲の制限がなければ、監査人の対応は、経営

---

8) 「同意」については、坂柳（2005a, 159-160）の脚注1を参照。本稿でも、そのように捉える。

## [図3]

「一般に認められた会計原則は、リスク及び不確実性についての、財務諸表の脚注への広範な開示を要求しているの、意見差控を生じさせると予想される不確実性はほとんどないであろう。不確実性を理由にした意見差控がおそらく適切だと考えられる1つの状況は、その資産が、非常に大きな不景気 (a very major recession) の影響を受けている地域の組織に対する不動産を担保とした貸付金であるような、金融機関の監査の場面である。その不景気は、債務者のデフォルト率の増加によって、そして担保価値—その担保は、主として景気停滞地域の不動産であるが—を下落させることによって、その金融機関の貸付金の価値に影響を与える。そのような状況では、貸付金の価値について、真の判断 (realistic judgment) を行うことが一切不可能であることを理由にして、監査人は意見を差控えるかもしれない。

監査人は、あらゆる、そして考えられる全ての監査手続を制約なく実施できているので、この監査は監査範囲の制限とは関係ないことに注意しなさい。大きな不確実性によって、監査人が十分な証拠を集めることができない状況が生じているのである。」 (傍線筆者)

者の認識した貸付金が除外事項になるかどうかだけから決まり、[図3]のように、監査人の対応として「意見差控」を考える余地はない。つまり、上記※1のような考え方をしている限り、[図3]の記述は理解できないことになる。

問題は、そうした経済環境によって、キャッシュ・フローの見積もりパターンや不動産担保価値に与える影響が監査人に複数通り考えられ、監査人が評価したその複数通りの貸付金の額のうちの1つを経営者が選択した場合である。この場合、監査人は経営者の認識した重要な貸付金Lを除外事項にできず、他方で経営者は、監査人が評価したL以外の貸付金の額を選択していないので、監査人は、他の除外事項がなくても、無限定適正意見を表明することはできない。このような状況では、経営者の認識した貸付金の数値が、回収可能額として合理的(状況適合的)かどうか監査人に判断できないことになる。この状況は、監査範囲の制限があった場合そのものではないが、その場合のアナロジーによって、監査人の対応が[図3]にあるような「意見差控」になるのは、十分理解できる(詳しくは、3節(3-1)を参照)。このような、「経営者の

認識した貸付金の数値が合理的かどうかが監査人に判断できない状況」は、[図 2]にあるように、タイプBの未確定事項である。

## 2-2 The Revere Fund, Inc. 1988年監査報告書の分析

次に、以下の [図 4] に示す The Revere Fund, Inc. (以下、「Revere 社」とする) の1988年監査報告書 (必要な部分のみ示す) を見てみよう<sup>9)</sup>。Revere 社の監査報告書は、結論から先に言うと、監査人が有価証券の公正価値の合理性を判断できなかったと言えるかどうか不明なケースである。

[図 4] 中の、(1): 「即座に検証可能な市場価値がない状況」という表現や、(2): 「即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値」

### [図 4] — Revere 社1988年監査報告書

「脚注Cに説明されているように、財務諸表には、即座に検証可能な市場価値 (readily ascertainable market values) がない状況で、取締役会によってその価値が見積もられ、26,907,716ドル (純資産の79.8%) と評価されたところの有価証券が含まれている。そのような有価証券の見積もり価値に到達するに当たって、取締役会によって採用された手続を我々は査閲し、基礎となる記録を検査し、そして問題になっている状況においては、その手続は合理的であり、記録は適切であると我々は信じている (we believe)。しかしながら、評価に関する固有の不確実性があるために、これらの見積もり数値は、その有価証券について即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値とは著しく異なっているかもしれず、その相違は重要なものとなり得る。

我々の意見では、前段落で言及された有価証券について、即座に取引が成立する市場があったとしたら必要になったであろう修正 — もしあれば — が財務諸表…に影響を与えてはいるが (subject to)、上で言及した財務諸表…は、一般に認められた会計原則に継続的に準拠して、1988年3月31日時点の The Revere Fund, Inc. の財政状態、同日をもって終了する年度の経営成績及び同日をもって終了する直近の各2期間の純資産の変動…を適正に表示している。」(傍線筆者)

9) 本稿で示す事例は、3節で紹介する American Steel and Pump Corporation 1953年監査報告書の事例を除いて、LexisNexis Academic より、試行錯誤を経て入手したものである。

という表現から見ると、[図4]に見られる「有価証券」は、「即座に取引が成立する市場がない有価証券」であることがわかる。また、同じく[図4]より、この有価証券は見積もり数値によって財務諸表に計上されていることもわかる。

一方、Revere社の1988年Annual Reportの財務諸表脚注Cによると、この有価証券は、「直接募集有価証券(Direct Placement Securities)」のことであり、同じくAnnual Reportの貸借対照表には、この直接募集有価証券として、非関係会社に対するもの(19,179千ドル)と、関係会社に対するもの(7,728千ドル)が挙げられている。この2つの合計額26,907千ドルは、[図4]の監査報告書中の26,907,716ドルに相当する。そして同じくRevere社のAnnual Reportの財務諸表脚注Cによると、この有価証券の見積もり数値が、「公正価値」として取締役会に評価されている旨の記述がある([図5]を参照)。

[図5]によると、Revere社が財務諸表上認識した有価証券の公正価値の算定には、いくつかの要因が影響を与えると考えられていることがわかる。こ

#### [図5] — Revere社1988年財務諸表脚注C：直接募集有価証券

「全ての直接募集有価証券は、1988年3月31日の事業終了時点で取締役会によって評価された。その時点の公正価値は、「投資スケジュール」に示されている金額であるというのが彼らの判断であった。取締役会は、公正価値に影響があると考えられる要因を考慮した。その要因は、とりわけ以下のようなものであった。それらは、有価証券の売買について、Fund (Revere社のこと—筆者注)による制限があること、その有価証券の市場性及びその程度の見積もり、…その有価証券が自由に取引できないその期間の見積もり、その有価証券を公に売買するための登録費用、あるいは売買資格を得るための費用の見積もり、売買を行う上で引き受けが必要とされれば、引受手数料の見積もり、転換権が付与された証券の場合には、株式と等価なものとして取引を行えるかどうか、もしその証券が、あらゆる等価な持分証券と独立に取引される負債としての義務を表している場合には、比較可能な証券を基準にしたその時点での利回り、…発行者の財政状態の変化と財務上の予測の変化、発行者に影響を与える合併の提案あるいは公開買い付けの存在、である。」(傍線筆者)

これらの要因をどう評価するかによって、公正価値は様々に決定され得るが、財務諸表上は1つの公正価値しか選べないので、経営者は何かの公正価値を選択する必要がある。この選択された公正価値26,907,716ドルについて、[図4]の監査報告書では、取締役会によって採用された見積もり手続が「合理的であり、記録は適切である」と監査人が信じている旨の記述があるが、同時に即座に取引できる市場があったとした場合に採用されたであろう値と著しく異なっている可能性があることが指摘されている。

しかし、監査報告書の記述から見て、「即座に検証可能な市場価値がない状況」あるいは「即座に取引が成立する市場がない状況」は、Revere社の経営者と、監査人 GRANT THORNTON が共通に直面していた状況である。この状況から、どのような論理展開を経て、「見積もり数値は、その有価証券について即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値とは著しく異なっているかもしれず、その相違は重要なものとなり得る」(※2)という記述が出てくるのだろうか。「即座に取引が成立する市場がない状況」は、Revere社の経営者にも監査人にも動かせない状況であり、それにもかかわらず、あえて「即座に取引が成立する市場があったとしたら」という仮定を監査人が設ける理由は何であろうか。その点が不明なのである。そして、この仮定のもとで上記※2の記述を行う理由も、不明である。以上の点を踏まえると、Revere社の監査報告書中の※2の記述には、問題があることがわかる<sup>10)</sup>。

また、見積もり手続は合理的であり、記録は適切であると信じているのに、なぜ監査人は、(他の除外事項がない状況で)無限定適正意見を表明しないのか(subject to opinion を選択したのか)という疑問—“we believe”という表現がもたらす疑問—が、財務諸表利用者に生じる可能性がある<sup>11)</sup>。この点も、Revere社1988年監査報告書の問題点である。

10) 本文中の※2の記述は、[図4]の監査報告書にあるような、見積もり額に関する「評価に関する固有の不確実性」を伝達するためのものであるから意味がある、との主張がなされるかもしれない。しかし、その主張は、既に※2の記述が行われていることを与件にしている点で、問題がある。研究上の議論は、※2の記述自体の財務諸表利用者を与える有意性を問うことから始める必要がある。

- 11) 以下に示す、The Franklin Corporation（以下、「Franklin社」とする）の1987年監査報告書（必要な部分のみ示す）は、以下の2つの点で興味深い。それは、監査人 ARTHUR ANDERSEN & CO. が監査報告書上、(1): Revere社の監査人のように、監査人が経営者の見積もり手続が合理的であり、記録は適切であると信じている (we believe) 旨を示しながら、(2): 2-3 で示す The Arundel Corporation の1974年監査報告書上の監査人のように、経営者の見積もり額が「監査手続によって確かなものとされたわけではない」との記述を同時に行っている点である。この Franklin社の監査報告書は、「believe」という文言が監査報告書で使われていても、そのことが、「見積もり額が合理的である」と監査人が判断しているわけではないことを示すケースと言えらるだろう。この Franklin社1987年監査報告書は、タイプBの未確定事項に言及していると考えられるケースである。

「財務諸表の脚注2に示されているように、1987年3月31日時点の総額10,810,096ドル（株主持分の64.2%）の、即座に取引できない (not readily marketable) 投資有価証券 (investment securities) は、取締役会によって決定された公正価値で評価されている。そのような有価証券及び投資額を評価する際に取締役によって適用された手続を我々は査閲し、基礎となる記録を検査し、そして問題になっている状況においては、その手続は合理的であり、記録は適切であると我々は信じている (we believe)。しかしながら、評価に関する固有の不確実性があるために、取締役会の公正価値の見積もりは、その有価証券について即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値とは著しく異なっているかもしれない、その相違は重要なものとなり得る。問題になっている状況においては、手続が合理的であり、記録は適切であると我々は信じているが、公正価値の決定には、監査手続によって確かなものとされたわけではない主観的判断が関わっている。

我々の意見では、前段落で言及された有価証券について、即座に取引が成立する市場があったとしたら必要になったであろう修正—もしあれば—が財務諸表に影響を与えてはいるが (subject to)、上で言及した財務諸表は、前年のものと継続した基準に基づいて適用された一般に認められた会計原則に準拠して、1987年3月31日時点の The Franklin Corporation の財政状態、同日をもって終了する年度の経営成績及び財政状態の変動を適正に表示している。」

なお、監査報告書中の「投資有価証券」については、以下に示す Franklin社1987年 Annual Report の財務諸表脚注2によると、「公開市場が全くない」とされている。また、上に示した監査報告書には、「その有価証券について即座に取引が成立する市場があったとしたら」という表現があった。この点については、Franklin社の1987年監査報告書も、Revere社の1988年監査報告書と同様、問題がある。

「公開市場が全くないところの投資有価証券は、当初は原価で評価され、その後発行者の財政状態や経営成績、及び取締役会によって決定されたところのその他の関連する要因に基づいて、公正価値で評価される。評価プロセスに固有の一定の前提は、具体化しないかもしれない (may not materialize)、予期しない事象や環境が評価時点以後に生じるかもしれない。それゆえ、最終的に実現される実際の金額は変わるかもしれないし、その変化した額は重要であるかもしれない。」

Revere 社のケースのように、「即座に取引が成立する市場がない状況」に直面した監査人には、論理的には3つの選択肢がある。それは、(1)：経営者の見積もり額が合理的であると判断するか、(2)：合理的でないと判断するか、あるいは、(3)：見積もり額が合理的であるかどうか判断できないという決定を行うか、の3つである。もし、Revere 社の監査人が(1)又は(2)を前提にしていたのだとしたら、2つ前の段落の※2の記述は不要であろう。もし、※2の記述が、上の(3)を前提にしていた、つまり、経営者の見積もり数値の合理性を判断できなかったのであれば、そのことを財務諸表利用者に伝達するために、監査報告書上何らかの記述を行う必要があったであろう。

以上見てきた Revere 社の1988年監査報告書が、タイプBの未確定事項について言及したものかどうかは、監査報告書の分析からはわからない。監査人が、経営者の公正価値の見積もりが合理的かどうかについて判断できない状況だったのかがわからないからである。また、Revere 社の監査人が見積もり額を除外事項にしていないことは監査報告書上理解できるが、無限定適正意見も表明されていない。結局、監査人の選択した subject to opinion が、財務諸表利用者にどのような意味があるのかは、不明なままである<sup>12)</sup>。

### 2-3 The Arundel Corporation 1974年監査報告書の分析

次に、The Arundel Corporation（以下、「Arundel社」とする）の1974年監査報告書（必要な部分のみ）と、連結財務諸表の脚注Kを見てみよう（[図6]及び[図7]を参照）。1974年監査報告書は、2-2で見た Revere 社の監査報告書と比べて、どのような特徴があるだろうか。

---

12) subject to opinion が選択された Revere 社1988年監査報告書は、経営者が有価証券の公正価値を見積もっている点では、タイプAの未確定事項に言及したのものとも言えないし、本文で述べたように、タイプBの未確定事項について言及したものかどうか判定不能であった。Revere 社の1988年監査報告書が、subject to opinion が選択される新たな状況を提供していると言えるのかどうか研究上議論になるが、そのためには、この監査報告書が、結局何について言及したものであるのかが明らかにされなければならないであろう。

## [図6] — Arundel 社1974年監査報告書

「1974年に、会社（The Arundel Corporation のこと — 筆者注）は、販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業の秩序だった処分を行う計画を採用した。従って、処分に伴う見積もり損失及び費用のための引当金が経営者によって計上された。この見積もり額は、現在の市場の状況、及び住宅産業について今後2年間に生じるであろう市場の状況を考慮し、発生可能性の高い（probable）実現価額の判断に基づいて、経営者により決定されたものである。彼らの決定に用いられた根拠と前提は合理的であるように見える（appear reasonable）が、そのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない（are not susceptible（susceptibleの誤りであろう — 筆者注）to substantiation by auditing procedures）。最終的に実現される又は被る実際の金額は、見積もられた金額よりも小さいかもしれないし、大きいかもしれない（脚注K）。

我々の意見では、我々の監査と他の独立監査人による報告書に基づいて、そして前の段落で示した事項の最終的な帰結が財務諸表に影響 — もしあれば — を与えてはいるが（subject to）、前述の財務諸表は、一般に認められた会計原則に継続的に準拠して、1974年及び1973年12月31日時点のThe Arundel Corporationとその子会社の財政状態及び同日をもって終了する年度の経営成績及び財政状態の変動を適正に表示している。」（傍線筆者）

[図6]と[図7]のように、Arundel社は、「販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業」の処分についての計画を採用し、[図7]に見られる会計原則審議会意見第30号（[図8]（APB（1973））を参照）に従った。[図8]のAPB（1973）、8項には、(1):「非継続事業（discontinued operations）」の定義と、(2):「継続している事業の結果」を「非継続事業から分離して報告」すべき旨が示されている。

同じくAPB（1973）、13項には、(1):「事業全体のセグメント（segment of a business）」の定義及び具体例と、(2):処分されるセグメントの事業の結果の開示方法が示されている。Arundel社の「販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業」（※3）も、「分離された主要な事業ライン」としての「事業体の構成要素」と考えられるから、※3の事業を「事業全体のセグメント」と認識し、APB（1973）を適用した経営者には問題はなく、その意味で会計原則

## [図7] — Arundel 社1974年連結財務諸表脚注K：非継続事業

「1974年に、会社（Arundel 社のこと — 筆者注）は、販売用戸建住宅の開発及び建設を継続しないこと、そしてこれらの事業を処分する秩序だった計画に取り組むことを決定した。その処分は、1976年末までに完了することが期待されている。会計原則審議会意見書第30号に従って、そのような事業は、添付された財務諸表上では、非継続事業として分類されている。意見書第30号のもので、会社は、非継続事業から継続事業を分離するよう要求され、事業非継続の意思決定時点から最終的な処分時点までに予想される全ての費用を引当てるよう要求されている。…1973年12月31日時点の連結貸借対照表には、伝統的な分類における非継続事業の資産及び負債が含まれているが、1974年12月31日時点の連結貸借対照表は、そのような項目に見積もり正味実現可能価額を付して別に表示している。

…

非継続事業のセグメントの純資産の中には、見積もり正味実現可能価額を付された以下の項目が含まれる。

ジョイント・ベンチャーへの貸付金及び持分	\$ 2,581,086
開発用保有不動産又は販売用不動産	\$ 19,618,326
開発中の不動産	\$ 11,866,948
受取手形及び受取債権	\$ 6,645,470
不動産、工場、及び設備	\$ 1,006,057
その他の資産	\$ 1,322,505
	\$ 43,040,392

純資産は、10,905,938ドルの引当金控除後の見積もり正味実現可能価額で表示されている。」（傍線筆者）

…

の不適切な適用はなかったと言ってよい。

そして、APB (1973), 14項には、(1): 「測定時点 (measurement date)」と「処分時点 (disposal date)」の定義と、(2): 処分計画に含められるべき内容が示されている。[図7] には、「測定時点」という用語は使われていないが、そこに APB (1973) に従っている旨の記述があることを考えると、Arundel 社の経営者は、「その処分行為を承認する権限」(14項) を持った上で、「事業非継続の意思決定」([図7]) を行い、「事業全体のセグメントを処分する正式

## 〔図8〕— APB (1973) の規定

「「事業全体 (a business) のセグメントの非継続事業」 この意見書の目的上、「非継続事業」 という用語は、13項で定義されているような、売却、廃棄、分離された、あるいはさもなければ処分された、あるいは事業は行われているが、正式な処分計画の対象になっている (14項を参照) ような、ある事業全体のセグメントの事業のことをいう。審議会は、継続している事業の結果は、非継続事業から分離して報告されるべきであり、…ある事業全体のセグメントの処分によって生じる利得又は損失は、非継続事業の関連する結果とともに報告されるべきであり、異常項目として報告されるべきではない、と結論づける。…」 (8項) (傍線筆者)

「この意見書の目的上、「事業全体のセグメント」 という用語は、その活動が、分離された主要な事業ライン、あるいは顧客の集まりを表すような、事業体の構成要素のことをいう。セグメントは、その資産、事業の結果、そして活動が、物理的にそして機能的に明確に識別され、そして財務報告目的上、その事業体のその他の資産、事業の結果、そして活動から識別されることができるのであれば、それは、子会社、事業部、あるいは部門の形で存在するかもしれないし、ある場合には、ジョイント・ベンチャー、あるいは子会社の形をとらないその他の投資先の形であるかもしれない。(14項で定義されているような) 測定時点以前の事業の結果を表す「現在及びそれ以前の」期間の財務諸表は、法人税の控除後、異常項目の前に、独立した利益計算の構成要素として、処分されるセグメントの事業の結果を開示すべきである (8項を参照)。…」 (13項) (傍線筆者)

「「測定及び処分時点の定義」 この意見書の規定を適用する目的上、処分の「測定時点」 とは、売却でも廃棄でも、その処分行為を承認する権限を持つ経営者が事業全体のセグメントを処分する正式な計画に係わる時点である。最低限、処分計画には、以下の項目が含まれるべきである。それは、処分される主要な資産の識別、予想される処分方法、処分が完了するのに必要と予想される期間、もし処分が売却によってなされるのであれば、買手を探す積極的な計画、処分時点から測定時点までのセグメントの事業の結果の見積もり、そして処分によって実現する見積もり収入額又は回収額、である。この意見書を適用する目的上、「処分時点」とは、処分が売却によるのであれば、売却の完了時点であり、処分が廃棄によるのであれば、事業が終了する時点である。」 (14項) (傍線筆者)

「「事業全体のセグメントの処分による利得又は損失の決定」 提案されたあるセグメントの売却又は廃棄から損失が期待されるのであれば、測定時点で見積もり損失が計上されるべきである。もし利得が期待されるのであれば、それは実現時点で認識されるべきであり、それは通常処分時点である。利得又は損失が、ある事業全体のセグメントの処分から生じているかどうかの決定は、その処分と直接に関係するあらゆる見積もり原価と費用を考慮した後で、そしてもし処分計画がある一定期間を超えて実行されることになり、その期間中の事業の継続を前提にするのであれば、その事業によって生じる見積もり利益又は損失を考慮した後で、測定時点のそのセグメントの正味実現可能価値の見積もりに基づいてなされるべきである。…」 (15項) (傍線筆者)

な計画に係わる」(同項)に至ったのであろう。なお、[図7]には、「最終的な処分時点までに予想される全ての費用を引当てるよう要求されている」と記されているが、費用の引当てだけでなく、[図8]のAPB(1973)、15項にあるように、測定時点での「見積もり損失」の計上も規定上要求されている。実際の会計処理としては、[図6]にあるように、販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業に関して、「処分に伴う見積もり損失及び費用のための引当金が経営者によって計上された」。

このようなAPB(1973)に従った結果、Annual Report中の1974年12月31日時点の同社の連結貸借対照表上、「見積もり正味実現可能価額を付された非継続事業の資産」として43,040千ドルが計上された。この金額は、[図7]の43,040,392ドルに相当する。そして、[図7]にあるように、この金額は10,905,938ドルの引当金控除後の金額である。

[図6]からは、Arundel社の経営者が、見積もり損失及び費用の計上に当たって「現在の市場の状況、及び住宅産業について今後2年間に生じるであろう市場の状況を考慮」したことがわかる。この「市場」であるが、[図6]では必ずしも明らかではないが、(1):前段落の連結貸借対照表上の資産の「見積もり正味実現可能価額」という記述、(2):Arundel社1975年のAnnual Reportの連結財務諸表脚注J([図9]を参照)の「非継続事業」中の「継続して停滞している不動産市場」や「予想される売却価格」という記述<sup>13)</sup>、そして、(3):[図7]中の非継続事業の中の資産として言及されている「不動産」に注目すると、ここでの「市場」は、販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業を処分する際に問題になる不動産の売却市場を指していると考えられる。

---

13) Arundel社の1975年監査報告書(必要な部分のみ示す)は、次の通りであった。「販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業」の処分に伴う見積もり損失及び費用の改訂に関する記述はあるが、基本的には、1974年監査報告書と同内容である。

「1974年に、会社(The Arundel Corporationのこと—筆者注)は、販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業の秩序だった処分を行う計画を採用した。従って、処分に伴う見積もり損失及び費用のための引当金が経営者によって計

〔図9〕— Arundel社1975年連結財務諸表脚注J：非継続事業

「1974年に、会社（Arundel社のこと—筆者注）は、販売用戸建住宅の開発及び建設を継続しないこと、そしてこれらの事業を処分する秩序だった計画に取り組むことを決定した。その時点においては、その処分は1976年末に完了することが期待されていた。継続して停滞している不動産市場の状況に照らしてみても、会社は、最終的な見積もり処分時点を1978年末に改訂し、予想される売却価格が低下するとの認識を示した。…」（傍線筆者）

そうすると、〔図6〕の記述については、1974年の「販売用戸建住宅の開発及び建設を継続しないこと、そしてこれらの事業を処分する秩序だった計画に取り組む」決定という状況下で、Arundel社の経営者は、資産の見積もり額を決定するに当たって、その時点の不動産の売却市場の状況と、将来の市場の趨勢—それには、〔図9〕にあるような将来の売却価格の動向の把握や、〔図6〕や脚注13が想定していると思われる、「販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業」を構成する資産（不動産）の実現価額の発生可能性の評価が含まれるであろう—を判断した、ということになる。その経営者の判断のパターンは、1通りの場合もあれば、複数通りの場合もあるだろう。それは、全て状況依存的なものだからである。

また、ここでのArundel社の経営者の直面する経済環境—事業非継続の意

上された。この見積もり額は、不動産市場の状況が継続的に下落していることを理由に、1975年に改訂されたが、それは現在の市場の状況、そして住宅産業について今後3年間に生じるであろう市場の状況を考慮し、発生可能性の高い実現価額の判断に基づいて、経営者により決定されたものである。彼らの決定に用いられた根拠と前提は合理的であるように見えるが、そのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない。最終的に実現される又は被る実際の金額は、見積もられた金額よりも小さいかもしれないし、大きいかもしれない（脚注J）。

我々の意見では、我々の監査と他の監査人の報告書に基づいて、そして前の段落で示した事項の最終的な帰結が財務諸表に影響—もしあれば—を与えてはいるが（subject to）、前述の財務諸表は、一般に認められた会計原則に継続的に準拠して、1975年及び1974年12月31日時点のThe Arundel Corporationとその子会社の連結上の財政状態及び同日をもって終了する年度の経営成績及び財政状態の変動を適正に表示している。」（傍線筆者）

思決定、及びその事業の処分計画に取り組む意思決定、そして1974年財務諸表作成時点での不動産の売却市場の状況 — や、将来予測 — 将来の不動産売却市場の趨勢 — は、[図6]の監査人による記述に見られる「彼らの決定に用いられた根拠と前提」であろう。問題は、Arundel社の監査人 Touche Ross & Co.が、そうした根拠なり前提を「合理的であるように見える」とはしているものの、続けて「そのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない」(※4)としている点である。

この※4の後の、「最終的に実現される実際の金額は、見積もられた金額よりも小さいかもしれないし、大きいかもしれない」との記述であるが、不動産の売却市場の趨勢が複数パターン監査人に評価されていれば、この記述のような事態は起こり得る。その複数パターンの評価によって、監査人が直面する複数の見積もり数値の候補と、経営者の見積もり数値が一致していれば、その見積もり数値は除外事項にはならない。Arundel社の監査人も、経営者の見積もり額を除外事項にはしなかった。以上の点を勘案すると、前段落※4の記述は、「監査人が、経営者の見積もり金額が将来事象の結果の概算値として合理的かどうか判断できなかった」ことを意味していると考えられる。この状況は、タイプBの未確定事項であり、正に[図2]のタイプBの未確定事項の構造で説明がつく状況である。この理解のもとでは、先に示した経営者の採用した根拠なり前提が「合理的であるように見える」との記述は、それらが「不合理とは言えない」ことを監査人が伝えるメッセージ、と解釈することになる。もしこの記述が、経営者の採用した根拠なり前提が「合理的である」と判断していることを監査人が伝えているのだとすれば、その後の前段落※4の記述は不要であろう。

2-2で見た Revere社の1988年監査報告書は、監査人がタイプBの未確定事項に言及したものであるかどうか不明であったが、本項で検討した Arundel社1974年監査報告書は、分析の結果、タイプBの未確定事項に言及したものと推察された。この点が、Revere社1988年監査報告書と Arundel社1974年監査報告書の違いである。Revere社の監査人も、経営者の見積もり金額の合

理性が判断できなかったのであれば、そのことを財務諸表利用者に伝えるべく、Arundel社の1974年監査報告書のように、その見積もり額が「監査手続によって確かなものとされたわけではない」旨の記述を行うのが適切だったであろう。

#### 2-4 SEC (1977) に見られるタイプBの未確定事項

次に、SEC (1977) に見られる議論を見てみよう。SEC (1977, 217) (Accounting Series Release No.118 (1970年12月23日公表))中の、ANDREW BARR から、アメリカ公認会計士協会の投資会社委員会 (Committee on Investment Companies) の長である ROBERT M. MAYNARD 氏に宛てた文書には、次のように記されている ([図10] を参照。)<sup>14)</sup>。

ここでの「有価証券」は、「時価が即座には入手できない有価証券」であり、[図10] 中の監査報告書の文例中では、そうした有価証券が「公正価値」で評価されている旨の記述がある。この「公正価値」については、(1): SEC (1977, 215) 中の、その有価証券の「所有者がその時点で売却したとした場合に合理的に受け取ると予想される金額」という記述と、(2): 時価が即座に入手できないという性質を踏まえると、それは概算値としての見積もり金額を表していると考えられる。つまり、この [図10] 中の「時価が即座には入手できない有価証券」は、見積もり数値によって財務諸表に計上されていた、ということになる。この見積もり数値としての公正価値の決定方法について、同じく SEC (1977, 215) は、次のように記している ([図11] を参照。)

[図11] にあるように、公正価値の決定には様々な方法が考えられ、その算定が「それぞれの個別のケースの状況に依存する」場合には、経営者は公正価値の決定について、いくつかの選択肢を持つことになる<sup>15)</sup>。財務諸表作成上、

14) [図10] の subject to opinion の形式は、Carmichael (1972, 77) でも紹介されている。

15) 2-2で紹介した、「Revere社1988年財務諸表脚注C：直接募集有価証券」([図5]) を見てもわかるように、「時価が(即座には)入手できない」有価証券を評価する際には、公正価値が複数通り算定される余地がある。

## [図10]

「委員会は、「subject to」意見が適切であろう状況と特に関係している貴委員会（投資会社委員会のこと—筆者注）の提案を考慮してきた。私は、「subject to」という形の限定意見が、おそらく以下の時に用いられるであろうということを貴兄に勧告する権限を与えられている。それは、投資会社のポートフォリオが、時価が即座には入手できない有価証券によって表示されている「重大な金額」を含み、「かつ」監査人が、実施された監査手続や入手された情報が、その有価証券を取締役会が評価することを可能にするほど十分ではあるが、取締役会の誠実さ（good faith）において決定された特定の価値の公正性についての意見を形成することができない時である。我々の対話において展開されたように、用語の統一のために、標準的な範囲区分による導入後の、以下の形式による意見が用いられるべきである。

「財務諸表の脚注1により詳細に示されているように、総額\$—（純資産の1%）の有価証券は、取締役会によって決定された公正価値で評価されている。そのような有価証券を評価する際に、取締役によって適用された手続を我々は査閲し、基礎となる記録を検査した。その状況において、その手続は合理的であるように見え（appear to be reasonable）、その記録は適切であるように見えるが、公正価値の決定には、監査手続によって確かなものとされたわけではない主観的判断が関わっている。

我々の意見では、前段落で示したところの取締役会によって決定された有価証券の評価が財務諸表に影響を与えてはいるが（subject to）（財務諸表）は…を適正に表示している。」（傍線筆者）

## [図11]

「誠実さ…による公正価値を決定するための1つの基準は設定できない。というのは、公正価値はそれぞれの個別のケースの状況に依存するからである。一般的な原則として、取締役会によって評価されている有価証券の発行について、その時点の「公正価値」は、その所有者がその時点で売却したとした場合に合理的に受け取ると予想される金額なのであろう。この原則に従った方法は、例えば、おそらく利益のマルチプルによるもの、あるいは類似した自由に取引される有価証券の時価からの割引によるもの、あるいは負債の発行に関しては、満期までの利回りをを用いるもの、あるいはこれらの及びその他の方法の併用によるものであろう。…」（傍線筆者）

経営者は何かの方法を選択して公正価値を決定したが、その状況において、その有価証券がいくらで売却されるかがわからない場合には、その見積もり数値には、「取締役の主観的判断に基づく有価証券の評価に固有の不確実性がある」(SEC (1977, 216))と云ってよい。また、[図10]では、「公正価値の決定には、監査手続によって確かなものとされたわけではない主観的判断が関わっている」とされており、除外事項について触れた記述はない。

以上を踏まえると、[図10]では、監査人が、経営者の採用した方法も含め、どのように算定された公正価値も「合理的であるとも言えるし、合理的でないとも言える。」と判断せざるを得ない状況が考えられていたのではないかと、ということがわかる。この理解のもとでは、[図10]中の、経営者の公正価値決定の「手続は合理的であるように見え、その記録は適切であるように見える」との記述は、経営者の採用したその手続や記録が、それぞれ「不合理とは言えず、かつ不適切とは言えない」ことを監査人が伝えるメッセージ、と理解することになる。監査人が、経営者の決定したどの公正価値も、合理的であるとも言えるし、合理的でないとも言えると判断しているのであれば、それは、監査人が複数の公正価値、即ち、[図2]にあるような「複数の見積もり数値」に直面している状況であり、それはタイプBの未確定事項である。

## 2-5 2節のまとめ

以上、本節では、タイプBの未確定事項に言及したと考えられる文献(Pany and Whittington (1997, 78), SEC (1977, 217))と、Revere社1988年監査報告書と対比する形で、Arundel社の1974年監査報告書を示した。これらのいずれについても、監査人は除外事項を付してはいなかった。従って、「監査人は除外事項を付すべきではなかったか」と批判をする前に、まず、これらの文献・事例が、理論的に説明がつくのかどうかを探る必要があるだろう。

2-1のPany and Whittington (1997, 78)については、貸付金の価値を複数通り決定させるような、「非常に大きな不景気」という経済環境によって、貸付金の評価に関するキャッシュ・フローの見積もりパターンや、不動産担保

価値に与える影響が監査人に複数通り考えられる場合に、経営者の評価した貸付金が、監査人が評価した複数の貸付金の額のうちの1つと一致していれば、経営者の認識した貸付金の回収可能額が合理的かどうかは監査人に判断できないという事態が生じることがわかる。この文献は、タイプBの未確定事項に言及していると考えられる。

一方、2-2のRevere社1988年財務諸表上は、経営者が「即座に取引が成立する市場がない有価証券」の公正価値を見積もっていた。しかし、Revere社の監査人が見積もり額を除外事項にしていないことは監査報告書上理解できるが、同社の監査人は、監査報告書上「見積もり数値は、その有価証券について即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値とは著しく異なっているかもしれず、その相違は重要なものとなり得る」と記しているだけで、経営者の公正価値の見積もりが合理的かどうかについて判断できない状況だったのかどうかは、わからなかった。つまり、Revere社1988年監査報告書が、タイプBの未確定事項について言及したものかどうかは、不明だったのである。

他方、2-3で紹介したArundel社1974年の連結貸借対照表では、43,040千ドルの「見積もり正味実現可能価額を付された非継続事業の資産」が計上され、「処分に伴う見積もり損失及び費用のための引当金」も経営者によって計上された。Arundel社の経営者は、資産の見積もり額を決定するに当たって、「販売用戸建住宅の開発及び建設」の事業非継続や、その事業の処分計画に取り組む意思決定、そして1974年財務諸表作成時点での不動産の売却市場の状況といった経済環境を前提にして、将来予測を行った（将来の市場の趨勢を判断した）と推察されるが、その予測パターンは、1通りの場合もあれば、複数通りの場合もあるだろう。

不動産の売却市場の趨勢が複数通り監査人に考えられており、その結果、監査人が直面する「複数の見積もり数値」のうちの1つと、経営者の決定した見積もり数値が一致していれば、「そのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない」という事態も生じるだろう。Arundel社

の監査人には、経営者の見積もり金額が将来事象の結果の概算値として合理的かどうか判断できなかつたと推察される。この状況は、タイプBの未確定事項である。

最後の2-4のSEC (1977, 217) では、「時価が即座には入手できない」経済環境のもとでの有価証券について、見積もり額としての公正価値で経営者が評価している状況が問題になっていた。[図11]にあるように、公正価値の算定方法が複数通り考えられる場合に、経営者は何かの方法を選択して公正価値を決定したが、その状況において、その有価証券がいくらで売却されるかわからない場合には、監査人はどのように算定された公正価値も合理的であるとも言えるし、合理的でないとも言える、と判断することになるだろう。現に、[図10]では、「公正価値の決定には、監査手続によって確かなものとされたわけではない主観的判断が関わっている」とされていた。以上の状況は、タイプBの未確定事項である。

以上より、タイプBの未確定事項は、監査人が、その経済環境のもとで行われる将来予測の結果が様々あり得る状況に直面している状況で成立することがわかった。「経済環境」や「将来予測」という言葉だけでなく、背景事情のわかりやすい具体的な事例や文献を用いて、タイプBの未確定事項の構造を、よりリアルに記述したわけである。以上をまとめると、[図12]のようになる<sup>16)</sup>。

このように、[経済環境⇒将来予測]の図式に従って、監査人が複数の「見積もり数値」に直面している状況で、経営者が「見積もりができない」という意思決定をし、監査人もその判断に同意すれば、その状況はタイプAの未確定事項に帰着するのであるが、「財務諸表の作成」という形で、監査人が直面している複数の見積もり数値のうち1つを、経営者が「見積もり数値」として決

16) 坂柳 (2005b, 250) の本文及び脚注4には、見積もり数値を算定するための「想定」という概念が登場している。この「想定」と、本文で述べた「将来予測」との関係であるが、「将来に何らかの事象が起こることを予め考える」という意味の「将来予測」を可能にするために設けられた前提のことを、「想定」と捉えている。なお、「経済環境」とは、「将来予測」を行うに当たって、「経営者と監査人が直面しているその時点の状況」のことである。

[図12]

2 - 1 Pany and Whittington (1997)	
経 済 環 境	将 来 予 測
非常に大きな不景気	複数通りの貸付金評価 ⇒複数の見積もり数値に監査人が直面 ⇒タイプBの未確定事項
2 - 3 Arundel 社1974年監査報告書	
経 済 環 境	将 来 予 測
「販売用戸建住宅の開発及び建設」の事業非継続や、その事業の処分計画についての意思決定及び不動産売却市場の状況	不動産売却市場の趨勢についての判断 ⇒複数通りの資産の実現価額の評価 ⇒複数の見積もり数値に監査人が直面 ⇒タイプBの未確定事項
2 - 4 SEC (1977)	
経 済 環 境	将 来 予 測
有価証券の時価が即座には入手できない状況	売却したとした場合に合理的に受け取ると予想される金額（公正価値）の評価 ⇒複数算定される公正価値 ⇒複数の見積もり数値に監査人が直面 ⇒タイプBの未確定事項

定した結果として、タイプBの未確定事項が成立することがわかる。

### 3. タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応

それでは、こうしたタイプBの未確定事項に直面した監査人の対応はどうなるのだろうか。本節では、その問題を考察する。

#### 3-1 タイプBの未確定事項に直面した場合の意見差控（意見不表明）

まず、見積もり数値の合理性が確かめられれば、他の除外事項がなければ、財務諸表全体がGAAPに準拠していることが確かめられたことになるはずで

ある。そして、見積もり数値が合理的ではないことが確かめられたら、GAAPからの乖離を理由として、除外事項が付されるはずである。

ということは、見積もりの合理性の監査は、その見積もり項目がGAAPに準拠しているかどうかという点から問題になることがわかる。また、見積もり数値は、経営者による財務諸表上の主張であることを考慮すると、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応を考える上では、見積もり数値と同様に、経営者の財務諸表上の主張がGAAPに準拠しているかどうか確かめられなかった場合の対応を参考にすればよいことがわかる。もちろん、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応を一から考えてもよいのだが、これまで知られている考え方のアナロジーで監査人の対応を考えた方が、読者の理解が得られやすいであろう。

経営者の財務諸表上の主張がGAAPに準拠しているかどうか確かめられなかった場合として、想定できるのは、監査範囲の制限があった場合である。その場合の対応として考えられるのは、意見差控（意見不表明<sup>17)</sup>）と限定意見であった。問題は、この2つの識別規準であるが、Arens and Loebbecke (1988, 46-48) では、以下のように記されている（[図13]を参照）。

[図13]のArens and Loebbecke (1988, 46)によると、「浸透性」とは、「その除外事項がそれ以外の財務諸表の部分に影響を与える程度」であるが、要するにそれは、除外事項の影響が連鎖的に他の財務諸表項目に及んでいることに注目する概念である<sup>18)</sup>。ある財務諸表項目がGAAP準拠性違反となって、そ

17) 監査範囲の制限があった場合の「意見不表明」については、以下の現行監査基準「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 2」に規定されている。

「監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。」

18) Carmichael (1972, 63) は「…もし報告上の除外事項の原因が余りに「浸透して」いて、財務諸表全体に広がっており、財務諸表の評価が事実上不可能になるのであれば、限定意見は正当化されない。反対に、もし除外事項が部分的にとどまっていて、監査人が財務諸表の除外事項の趣旨をむしろ正確に報告できるなら、限定意見の表明も可能である。」としている。また、Robertson (1979, 582) は、「財

[図13]

「除外事項が非常に重要かどうかを決定する際に、その除外事項がそれ以外の財務諸表の部分に影響を与える程度が考慮されなければならない。これを「浸透性」と呼ぶ。現金と受取勘定の分類が不正確だという場合には、その影響は2つの勘定にしか及ばないから浸透性がない。他方、重要な売上高が計上されていなければ、そのことは、売上、受取債権、法人税額、未払法人税、そして留保利益に影響を与え、その影響がさらに流動資産、総資産、流動負債、総負債、所有者持分、売上総利益、そして営業利益に影響を与えるという意味で非常に浸透性がある。

虚偽記載の浸透性があればあるほど、限定意見よりも不適正意見が出されやすくなる。例えば、現金と受取勘定の分類が不正確である場合には、それが重要であるという理由で、限定意見を出すべきだと監査人が決定すると考えてみよう。同じ金額であっても売上高が計上されていない場合には、浸透性があるという理由で不適正意見が出されるだろう。」(Arens and Loebbecke (1988, 46)) (傍線筆者)

「監査範囲の制限がある場合には、無限定意見、限定意見、あるいは意見差控のどれが適切かを決定するにあたって「潜在的な」虚偽記載の大きさが重要である。例えば、もし計上された400,000ドルの支払勘定が監査されなかった場合、監査人は支払勘定の潜在的な虚偽記載がどのくらいかを評価しなければならず、財務諸表にどの程度影響が及ぶことになるのかを決定しなければならない。これらの潜在的な虚偽記載の浸透性もまた考慮されなければならないのである。

…例えば、計上された400,000ドルの支払勘定は100万ドル以上も過小表示されているかもしれず、そのことによって売上総利益、純利益、そして総資産といったいくつかのトータルの指標にも影響が出るだろう。」(Arens and Loebbecke (1988, 47-48)) (傍線筆者)

務諸表項目がごくわずかの項目に影響を与えるだけかもしれないし、多くの項目に影響を与えるかもしれない。例えば、棚卸資産の評価に関する虚偽記載は、売上原価、売上総利益、純利益、法人税額、棚卸資産額、税負債に影響を与える。そうした浸透性のある項目の影響は、限られたあるいは部分的な影響しかない項目とは異なる扱いをされる。」としている。

(1): 「除外事項の原因が余りに「浸透して」いて、財務諸表全体に広がっており」という表現 (Carmichael (1972, 63)) や、(2): 「財務諸表項目が…多くの項目に影響を与えるかもしれない」や「棚卸資産の評価に関する虚偽記載」、そして「限られたあるいは部分的な影響しかない項目」(Robertson (1979, 582)) という表現を見ると、この2つの文献に見られる「浸透(性)」の概念は、本文中 [図13] に示した Arens and Loebbecke (1988, 46-48) の浸透性の中身と同じと考えられる。

れと連動する形で別の項目が GAAP 準拠性違反になることや、監査範囲の制限があって、その項目が GAAP に準拠しているかどうか確かめられなかった場合、それと連動する形で別の項目も GAAP に準拠しているかどうか判断できなくなることが想定されている。

そうすると、次のような場合は除外事項に「浸透性がある」ことになるだろう。それは、①：財務諸表項目 — 現金、売掛金、棚卸資産等々 — 全てに金額的に重要な GAAP 準拠性違反があることが確かめられた場合（重要な虚偽記載が財務諸表全体に及んでいる場合）、あるいは②：監査範囲の制限があって、全ての財務諸表項目について、金額的に重要な GAAP 準拠性違反があるかどうか確かめられなかった場合（潜在的に重要な虚偽記載が財務諸表全体に及んでいる場合）である。

この時、監査人が除外事項として取り扱わなければならない項目は「財務諸表項目の全て」であり、結果的に「金額的に著しく重要な除外事項」があることになる。つまり、「浸透性」は、除外事項が1つの場合でも、複数の場合でも成立する概念だということがわかる。

一方、文献上は、除外事項がある場合の監査人の対応を限定意見と意見差控（不適正意見）に識別する規準として、「財務諸表の有用性（usefulness）」という点が挙げられていた。「利用者が財務諸表を通じた分析から意味のある結論に達することが困難になるかどうか」（Defliese et al. (1975, 761-762)）や、「利用者が財務諸表に関して意味のある分析を行うのが困難になるかどうか」（Willingham and Carmichael (1979, 354)）を監査人が判断して、限定意見と不適正意見（あるいは意見差控）を使い分けるとされてきたのである。監査範囲の制限があり、GAAP 準拠性が確かめられなかったところの項目の浸透性がある場合には、その財務諸表全体に GAAP 準拠性が確かめられなかった項目が相対的に多くなり、財務諸表利用者は限られた財務諸表項目しか利用できず、他の情報を探索する必要が出てくるので、財務諸表は、意思決定の判断材料として、有用ではないと監査人に判断されるだろう。反対に、除外事項の浸透性がない場合には、財務諸表は利用者の意思決定にとって有用であると監査人が

判断するであろう。このように、監査人による除外事項の浸透性の有無についての判断は、財務諸表の有用性の有無についての判断と結びつくと考えられる。

除外事項の浸透性が、財務諸表の有用性をどの程度損なっているかの判断は、最後は監査人の判断に委ねられるが、浸透性の本質は、「(他の)財務諸表項目に影響を与える程度」という点であるから、その対象は何も除外事項には限られない。経営者の財務諸表上の主張があり、そのGAAP準拠性が確かめられなかったという点に注目すれば、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応を考える上でも、浸透性の考え方をを用いることができるはずである。

例えば、(1): 2 - 3 で示した Arundel 社のような、非継続事業の資産 ([図 7] を参照) の見積もり正味実現可能価額 (及びそれに関係する引当金の額) の合理性、及び(2): 2 - 4 で示した SEC (1977, 217) に登場するような、「時価が即座には入手できない有価証券」の公正価値の合理性が、仮に監査人によって確かめられなかったとしてみよう。このような、一定の金額的重要性のある (複数の) 項目の合理性 (GAAP 準拠性) が確かめられなかった場合に、その潜在的な虚偽表示の金額的影響が、他の財務諸表項目に連鎖的に及ぶ、つまり浸透性があり、結果として「財務諸表に有用性がない」と監査人に判断される場合が想定できる。

この場合の監査人の対応であるが、他の除外事項がない状況で、考えられるのは「意見差控 (日本の制度上は、意見不表明)」である。これは、監査範囲の制限があった場合の意見差控のアナロジーによる、経営者の主張の適否を監査人が判断できない場合の意見差控 (意見不表明) である。また、文献上でも、坂柳 (2005a, 176-178) や坂柳 (2005b, 266-269) で紹介した中西 (1963, 206)、坂柳 (2005b, 245-246, 263-266) で紹介した日下部 (1958, 359)、そして本稿 2 - 1 で示した Pany and Whittington (1997, 78) では、意見差控が考えられてきた<sup>19)</sup>。

---

19) タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応として、「意見差控」が選択された事例として、Fair-Tex Mills, Inc. 1982年監査報告書が挙げられる。概略を以下に示すが、詳しくは、坂柳 (2004, 93-94) を参照頂きたい。

こうした意見差控(意見不表明)を選択するに当たって、監査報告書上では、タイプBの未確定事項に直面していることを示すために、監査人は「経営者の見積もり数値の合理性が確かめられなかった(その結果、財務諸表数値が確定したものではない(財務諸表数値が潜在的な未確定の影響を受けている))」ことが、財務諸表利用者から見て読み取れるような記述を行う必要があるだろう。その記述の仕方としては、例えば、

- ①：坂柳(2005a, 178-182)で紹介した Pubco 社1979年監査報告書の「その売却される書籍出版権の最終的な実現価額に関するそのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない。これらの書籍出版権の処分によって最終的に実現される実際の金額は、貸借対照表上の金額よりも大きいかもしれないし、小さいかもしれない。」との文言、
- ②：坂柳(2005b, 247-248)で紹介した Diversified 社1979年監査報告書の「これらの評価額(抵当貸付金及び不動産投資額のこと—筆者注)は、監査手続によって確かなものとされたわけではない多くの主観的な見積もりによって決定されている。」との文言、
- ③：本稿2-3で紹介した、Arundel 社1974年監査報告書の「彼らの決定に用いられた根拠と前提は合理的であるように見えるが、そのような見積もり額は、監査手続によって確かなものとされたわけではない。最終的に実現される実際の金額は、見積もられた金額よりも小さいかもしれないし、大きいかもしれない。」との文言、そして
- ④：本稿2-4の[図10]で紹介した、「その手続は合理的であるように見え、

---

Fair-Tex Mills, Inc. の1982年財務諸表は、「資産を見積もり実現可能額で評価し、会社債務の決済にあたって支払われる見積もり額に負債額を修正」(1982年監査報告書より)した結果、清算ベースで財務諸表が作成されていた。一方、監査報告書上では、「会社は清算計画を実行するにあたって受け取る金額あるいは支払う金額を見積もった。しかし、最終的に株主に帰属する実際の金額は現時点では決定できない」ことを受けて、意見差控が選択された。監査人は、経営者の見積もり数値を除外事項にせず、それに同意もしていなかったもので、このケースは、タイプBの未確定事項に該当する。

その記録は適切であるように見えるが、公正価値の決定は、監査手続によって確かなものとされたわけではない主観的判断が関わっている。」

との文言

が考えられる。これらの文言は、実際のケースでは、subject to opinion を表明する時に使われた文言であるが、「経営者の見積もり数値の合理性が確かめられなかった」ことを伝達するのであれば、タイプBの未確定事項に浸透性がある場合の「意見差控（意見不表明）」に対しても、原理的には使用可能であろう。他の文言としては、例えば、以下に示す American Steel and Pump Corporation（以下、「American Steel 社」とする）の1953年監査報告書（必要な部分のみ示す）中の表現が参考になる（[図14]を参照。）<sup>20)</sup>。

[図14]では、American Steel 社の経営者は、棚卸資産を清算してその金額を回収できると考えているが、監査人は、「ミシンについての確立された市場がないこと」等の観点から、表示されている金額によってそのような棚卸資産を清算できる合理的な可能性があることについて、満足できない旨が示されている。この American Steel 社のケースは、タイプBの未確定事項に直面した監査人にとっての、監査報告書の1つの記載例—「我々は満足することができない」との記述—を提供するものである<sup>21)</sup>。

---

20) American Steel 社の1953年監査報告書は、早稲田大学商学部教員図書室編の『外国企業年次報告書所蔵目録』（1974年）に掲載されている会社の Annual Report 等を1つずつ調査した結果、入手したものである。

21) 他には、脚注19に示した Fair-TEX Mills, Inc. 1982年監査報告書に見られる意見差控を選択するに当たって、監査人が使用した「会社は清算計画を実行するにあたって受け取る金額あるいは支払う金額を見積もった。しかし、最終的に株主に帰属する実際の金額は現時点では決定できない」との文言が考えられる。今後事例調査を行えば、さらに多くの文言のパターンが登場する可能性がある。

## [図14] — American Steel 社1953年監査報告書

「添付された貸借対照表は、総額291,971.69ドルの Bell Manufacturing Corporation 及びその子会社の棚卸資産を反映しており、そのうちの228,522.00ドルは、ミシンの部分品 (parts) とその組立部品 (subassemblies) の評価額を表している。…棚卸資産に含まれる部分品と組立部品の評価額は、見積もり販売費用控除後の販売価格によって形成されたものである。そのような評価額は、実質上棚卸資産の原価未満であった。それにもかかわらず、ミシンについての確立された市場がないこと、ミシン事業についての添付された損益計算書及び剰余金計算書に示された結果、そして Bell Manufacturing Corporation とその子会社のその他の資産及び売上高との関係から見た多額の棚卸資産の観点から見て、表示されている金額によってそのような棚卸資産を清算できる合理的な可能性があること (reasonable probability) について、我々は満足することができない。しかしながら、経営者は表示されている棚卸資産の金額が回収されると感じている。

我々の意見では、上に示した棚卸資産の評価の影響はあるが (subject to the valuation of inventories), 前年のものと継続した基準に基づいて適用された一般に認められた会計原則に準拠して、添付された貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書は、American Steel and Pump Corporation とその子会社の1953年11月30日時点の連結上の財政状態、及び同日をもって終了する年度の経営成績を適正に表示している。」(傍線筆者)

## 3-2 タイプBの未確定事項に直面した場合の意見表明

3-1では、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応として、「意見差控 (意見不表明)」を挙げた。それは、タイプBの未確定事項の浸透性がある一金額的重要性のある項目の合理性 (GAAP 準拠性) が確かめられなかった場合のその潜在的な虚偽表示の影響が、他の財務諸表項目に連鎖的に及んでいる — と監査人が判断したことによって選択される。それでは、例えば、タイプBの未確定事項が1つの場合のように、監査人がタイプBの未確定事項に浸透性はないと判断した場合はどうだろうか。この場合、財務諸表項目の中に、GAAP 準拠性が確かめられなかったところの項目があったにしても、財務諸表全体は、利用者の意思決定の判断材料として有用である (利用できる)、と監査人は判断すると思われる。

もっとも、浸透性がないとはいえ、タイプBの未確定事項に直面しているのは事実だから、3-1の議論と同様、「経営者の見積もり数値の合理性が確かめられなかった」旨(※5)の記載は必要になる。その際の言文は、3-1で述べたような様々なものがあるだろう。一方、浸透性はないと判断されているのだから、意見差控(意見不表明)は選択肢から外れる。タイプBの未確定事項以外の項目がGAAPに準拠していることが確かめられたら、他の除外事項がない状況で※5の記載を行った上で、意見を表明すればよい。例えば、坂柳(2005a)で紹介したPubco社1979年監査報告書、坂柳(2005b)に示したDiversified社の1979年監査報告書、本稿で示したArundel社の1974年監査報告書に見られるsubject to opinionが、監査人の対応の選択肢として考えられる。もっとも、※5の記載がありさえすればよいのだから、(1): subject to 以下の書き方に関して、同じsubject to opinionでも対応は様々な考えられるだろうし、また(2): subject to opinion以外にも、様々な形の対応が考えられるだろう。

以上、3-1と3-2の議論をまとめると、[図15]のようになる<sup>22)</sup>。

---

22) 永見(1998, 54)は、次のように記している。

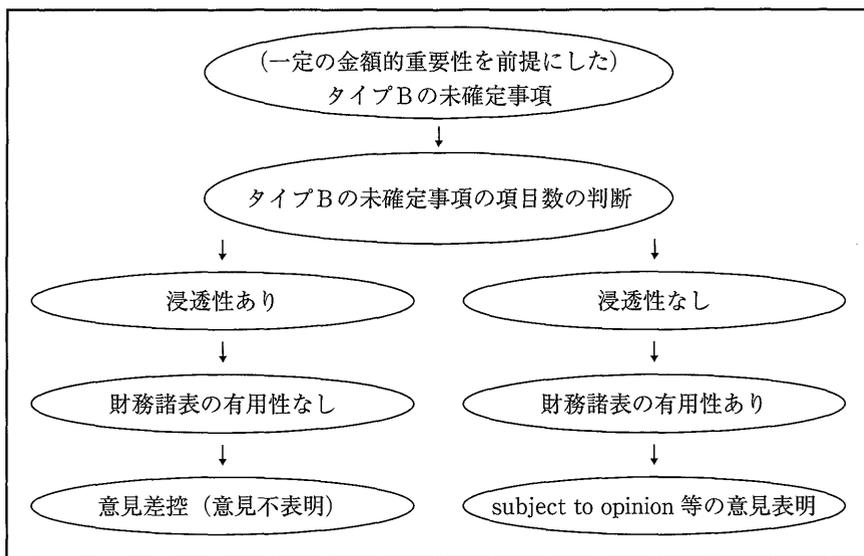
「1900年初頭から会計士の間で使われてきた“subject to”オピニオンは、この基準の改正(1988年に公表された監査基準書第58号(AICPA(1988))の、「説明区分」を記載する実務のこと(坂柳(2005a, 169-172)を参照—筆者注)をもって監査報告書から消滅した。おそらくさまざまな実務上の問題がその大きな理由と思われるが、果たして本当にこの形式の意見は、廃止以外に採るべき方法はなかったのであろうか。そして新しい報告様式には何の問題もないのであろうか。…」(傍線筆者)

この2つの疑問は、永見(1998)では解決されていないので、以下に、筆者なりの解答を与えておく。

(1): まず、subject to opinionの形の意見が「廃止以外に採るべき方法はなかったであろうか」という点であるが、3-2の考察によると、タイプBの未確定事項に直面した場合の選択肢の1つとしては、今後も十分復活する可能性がある、ということになる。従って、タイプBの未確定事項に関しては、「廃止以外に採るべき方法はあった」ということになる。

一方、坂柳(2006, 155-171, 178-179)では、タイプAの未確定事項に直面した場合の対応として—文献や制度上はどうであれ—subject to opinionは論理的に成立しないこと、そして、財務諸表のGAAP準拠性を確かめるという役割のもとで、他の除外事項がなければ、タイプAの未確定事項に直面した場合の対

[図15] — タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応



応は、無限定適正意見しかないことを示した。その意味では、タイプAの未確定事項に関しては、理論的には、subject to opinionは「廃止以外に採るべき方法はなかった」ということになる。

(2): 次に、永見(1998)の言う「新しい報告様式」に問題があるかどうかという点であるが、AICPA(1988)は、監査人が直面する可能性があるにもかかわらず、AICPA(1974)に引き続き、タイプAの未確定事項のみを規定し(坂柳(2005a, 163-172)を参照)、タイプBの未確定事項を考慮していなかった。この結果、他の除外事項がない状況では、仮に監査人がタイプBの未確定事項に直面した場合でも、経営者の見積もり数値の合理性が確かめられなかった旨を、監査報告書上は示せないことになる。

その結果、本来なら「意見差控」あるいは「subject to opinion等の意見表明」で対処すべき状況であっても、監査人は、監査制度上それらが許容されていないので、「無限定適正意見」を表明してしまう可能性がある。その場合、財務諸表利用者には、①: 監査人がタイプBの未確定事項に直面していないから、無限定適正意見が表明されているのか、それとも、②: 監査人はタイプBの未確定事項に直面しているが、それらが制度上認識されていないから、無限定適正意見が表明されているだけなのかが、判別できなくなる。制度に不備があるのに、①と②のどちらなのかを利用者には判別させるわけにはいかないであろう。以上が、永見(1998)の言う「新しい報告様式」の問題点として考えられる。

永見(1998)が用意していない、タイプA・Bの未確定事項という理論フレームワークを用意することで、永見(1998)の提起した問題に解答を与えてみた。

### 3-3 現行監査基準の合理性

坂柳（2006）では、タイプAの未確定事項に直面した場合の監査人の対応がどうなるのかを議論した。他の除外事項がない状況では、タイプAの未確定事項が財務諸表利用者に十分に開示されていることが確かめられたら、監査人の対応は「無限定適正意見のみ」になるというのが、その結論であり、論理的には subject to opinion や適正意見 +  $\alpha$  ( $\alpha$ には、特記事項や追記情報等が入る<sup>23)</sup>), そして意見差控（あるいは意見不表明）は導けなかった<sup>24)</sup>。一方、本稿では、タイプBの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を考察した。その結果は、[図15]にまとめてある。タイプBの未確定事項の浸透性を考慮して、「意見差控（意見不表明）」と「subject to opinion 等の意見表明」の2つの対応が考えられるのではないかと、いう点がポイントである。

それでは、日本の現行の監査基準上は、このタイプA・Bの未確定事項及びそれに直面した監査人の対応は、どう取り扱われているのだろうか。監査人が、どういう場合に何をしたらよいかを考える上で、まず現行監査基準の現状の取り扱いを分析する必要があるだろう。現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」には、次のように記されている（[図16]を参照）。

まず、この規定中の「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」について、この規定が監査基準であることを考えると、「将来の帰結が予測し得ない」の主語に、監査人は含まれることがわかる。それでは、[図16]の規定中、経営

[図16]

「監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならぬ。」（傍線筆者）

23) 「特記事項」や「追記情報」については、坂柳（2006, 141-145）を参照。

24) 坂柳（2006, 155-179）を参照。

者はどう判断しているのだろうか。

仮に、何らかの事象や状況について、(1): 経営者が「将来の帰結が予測し得ない」と判断したら、この時、その経営者は財務諸表上何の見積もり数値も認識しないはずである。そして、(2): 監査人も「将来の帰結が予測し得ない」と判断している状況では、監査人は、財務諸表上見積もり数値を反映していない経営者の判断に同意するはずである。この状況は、「タイプAの未確定事項」である。[図16]の規定は、「未確定事項」について言及していると考えられている(坂柳(2006, 153)の[図19]を参照)が、その「未確定事項」として少なくとも、「タイプAの未確定事項」が想定できることがわかる。

こうしたタイプAの未確定事項に直面した経営者は、財務諸表上に特定の数値を反映させられないので、その意味で、財務諸表は未確定の影響を受けていると言える。タイプAの未確定事項の個数や金額の重要性の程度によっては、未確定の影響を受けている財務諸表項目が多いと判断され、[図16]の規定中にあるような、「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」があるだろう。この状況は、本稿の理論フレームで言えば、監査人によって、タイプAの未確定事項に浸透性がある(3-1を参照)と判断される状況である。

しかし、タイプAの未確定事項のポイントは、経営者は「将来の帰結が予測し得ない」と判断し、見積もり数値を財務諸表上認識しておらず、監査人はその経営者の判断に同意している点にある。いわば、特定の見積もり数値を反映させない財務諸表の公表を、監査人が許容しているわけである。そうであれば、タイプAの未確定事項にいくら浸透性があると監査人が判断しても、他の除外事項がなければ、監査人の対応は、「無限定適正意見のまま」であろう。「浸透性がある」との判断は、監査人にとって、未確定の影響を受けている財務諸表項目が多かったというだけである。この状況では、subject to opinion や適正意見+ $\alpha$ 、あるいは意見差控、そして[図16]の規定にあるような、意見不表明を監査人が選択する余地は、理論的にはない。

それなら、(理論的ではなく)タイプAの未確定事項に直面した場合の、日

本の制度上の対応はどうなるのだろうか。日本の現行制度上は、タイプAの未確定事項は、重要な偶発事象<sup>25)</sup>のうち、損失金額の見積もりができないと経営者が判断しており、監査人がその判断に同意している場合には、追記情報の記載対象になり得る<sup>26)</sup>。

ところが、重要な偶発事象について、損失金額が見積もれないとする経営者の判断に監査人が同意できるのは、「損失の金額」という「将来の帰結」が「予測し得ない」からである。この時、将来の帰結（将来の損失金額）が予測し得ないところの事象や状況に直面した監査人には、[図16]によると、意見不表明の余地が出てくることになる。つまり、現行監査基準の体系上、タイプAの未確定事項に直面した監査人には、他の除外事項がない状況において、少なくとも、(1)：「適正意見+追記情報」という選択肢と、(2)：[図16]に従った、「意見不表明」<sup>27)</sup>という選択肢の2つが認められているのである<sup>28)</sup>。以上をまとめ

---

25) 日本公認会計士協会（2003）の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ⑤追記情報 (キ)重要な偶発事象」には、次のように記されている。なお、坂柳（2006, 144）中の「(キ)偶発事象」を「(キ)重要な偶発事象」に訂正頂きたい。

「偶発事象は、利益又は損失の発生する可能性が不確実な状況が貸借対照表日現在既に存在しており、その不確実性が将来事象の発生すること又は発生しないことによって最終的に解消されるものをいう。このような偶発事象は偶発利益と偶発損失とに分類できる。…」

26) 以下では、議論の単純化のため、追記情報の記載対象になるようなタイプAの未確定事項を想定する。また、脚注7を参照。

27) [図16]の「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」に、「意見不表明」が監査人によって選択されない場合の対応がどうなるのかについては、[図16]を見ても、実務指針である日本公認会計士協会（2003）の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ③財務諸表に対する意見 (ウ)監査範囲の制約」を見ても、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」た対応という以外は、具体的には不明である。この点を考慮して、後述する[図17]では、「意見不表明」についてのみ記すことにする。もっとも、「意見不表明以外の対応」が選択されるにしても、それが「無限定適正意見のみ」以外のものであれば、それはタイプAの未確定事項に直面した場合の理論的な対応ではない。

28) [図17]に関連して、松井（1993, 151）には、次のように記されている。

「…とはいえ、特に係争中の訴訟事件や税務問題等については、特記事項の記

載対象となると同時に、狭義の未確定事項として除外事項になる場合も存在しうる。たとえば、重要な訴訟事件が発生しており、その帰趨を合理的に予測できない場合、偶発事象として財務諸表に注記される。当該事項が利害関係者の判断を誤らせないため特に重要と判断されたならば、特記事項として記載する必要が生ずる。さらに、それはまた、財務諸表上の記載について十分な監査証拠を入手できない結果をもたらす事象のはずであるから、狭義の未確定事項である。」（傍線筆者）

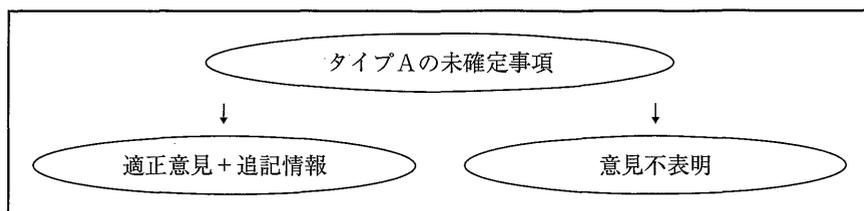
松井（1993, 151）に見られる「その帰趨を合理的に予測できない」ような「重要な訴訟事件」に関して、日本公認会計士協会（1992）、9項が規定する「① 発生の可能性の高い偶発損失 (i) 金額が合理的に見積もれないもの」、あるいは、「② 発生の可能性が①ほど高くないが、ある程度予想される偶発損失」のうちの損失金額が見積もれないものについて、日本公認会計士協会（1992）、10項の「損失の見込額又は予測額の重要性」の要件（坂柳（2006, 143）の〔図6〕を参照）を満たしたものは、「特記事項」の記載対象になる。一方、この時の、損失金額が見積もれないとの経営者の判断に、監査人が同意していれば、その状況は、本稿のタイプAの未確定事項にも該当する。

以上を踏まえると、本脚注に示した上記松井（1993, 151）の指摘は、—(1): 「狭義の未確定事項」が「除外事項」になる旨の記述は理解が難しく、(2): 「財務諸表上の記載について十分な監査証拠を入手できない」との記述に関して、①: 「将来に起こる事象の結果が監査人に判断できないこと」と、②: 「経営者の主張の適否が監査人に判断できないこと」を混同しているのではないか、という問題はあるものの—適切であることがわかる。要するに、ある項目が、監査人の判断によって、[1]: 特記事項の記載対象になると同時に、[2]: 1991年改訂による「監査報告準則 四 財務諸表に対する意見の表明の差控」（坂柳（2006, 150）の〔図16〕を参照）に記されている、「重要な監査手続を実施できなかったこと等」の「等」に該当する「未確定事項」にもなる、という趣旨の主張であろう。

なお、この「重要な監査手続を実施できなかったこと等」の「等」に当たる「未確定事項」は、新井・村山（1992, 116-117）が問題にしている「未確定事項」、即ち、「タイプAの未確定事項」である。この点につき、坂柳（2006, 146-152）及び坂柳（2006, 151）の〔図17〕を参照。この場合、他の除外事項がなければ、（理論上ではなく）制度上は、前段落 [1] の場合の監査人の対応は、「適正意見+特記事項」になり、[2] の場合の監査人の対応は、「意見差控」になる。

つまり、本文中の〔図17〕のような、「監査人の直面するタイプAの未確定事項という1つの状況に対して、監査人の対応が2つ」という事態は、2002年監査基準改訂前から問題になっていたことがわかる。この点は、2002年改訂によっても変わらなかったのである。

[図17] 一 未確定事項に関する現行監査基準の体系



ると、[図17] のようになる<sup>29)</sup>。

この[図17]の構図には、どのような問題があるだろうか。財務諸表利用者は、監査報告書上の「適正意見+追記情報」を見ても、「意見不表明」を見ても、監査人がタイプAの未確定事項に直面していることがわかるだけである。そうすると、利用者に対して、「なぜ2つ用意する必要があるのか。」という問題が生じてくるであろう。坂柳（2006，184）で指摘した「1つの状況—1つの対応」原理からすれば、変則的な構図である。また、2つの対応が用意されることについて、監査人が、「適正意見+追記情報」を選択しても「意見不表明」を選択してもよいなら、その2つの対応の識別規準は、監査人による訴訟回避やクライアント維持といったインセンティブになるであろう。そのインセンティブが財務諸表利用者に示されないのであれば、[図17]の構図には問題がある。

もっとも、仮にそうしたインセンティブが示されても、そもそもタイプAの

29) 未確定事項の重要性の水準、もしくは、3-1で見たような浸透性の程度に差があると考えると、同じ「タイプAの未確定事項」でも、「適正意見+追記情報」で対処すべきものと、「意見不表明」で対処すべきものを分ければ、[図17]は描けない、との批判がなされるかもしれない。しかし、金額的重要性の水準や浸透性に差異を設けても、それぞれの重要性の水準や浸透性のもとで選択し得る監査人の対応が、論理的に「適正意見+追記情報」あるいは「意見不表明」の1つに決まるわけではない。それぞれの重要性の水準や浸透性のもとでも、論理的には依然として「適正意見+追記情報」と「意見不表明」の2つが考えられるはずである。従って、上記批判は、不適切である。以上を考慮すると、[図17]の理解の仕方としては、ある一定水準の重要性、もしくはある一定程度の浸透性を前提にしている、ということになる。

未確定事項に直面した監査人の対応は、先述の通り、理論的には「意見不表明」にはならない。監査基準体系の中で、理論を貫徹するとしたら、[タイプAの未確定事項⇒意見不表明]の経路は、除く必要があるだろう。ここで、[タイプAの未確定事項⇒意見不表明]の経路を除くということは、[図16]の規定を排除することを意味するわけではない。[図17]上で、タイプAの未確定事項に直面した場合の「制度上の」対応として、「適正意見+追記情報」の方を残すということである。もちろん、理論をさらに通すと、対応は「適正意見のみ」になる。

それでは、[図16]の規定を排除してはまずいのだろうか。[図16]の規定を排除すれば、[タイプAの未確定事項⇒意見不表明]の経路も閉じることができはずである。

この点を考える上で、もう一度[図16]の規定に戻ってみよう。この規定中、監査人が「将来の帰結が予測し得ない」ことはわかるのだが、経営者はこの時どう判断しているのだろうか。将来の帰結が予測できず、その結果財務諸表に見積もり数値を反映しておらず、監査人がその判断に同意していれば、問題になるのは「タイプAの未確定事項」である。また、[図16]の規定は、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」の「準じて」という言い方から見て、除外事項について言及したものではない。

それでは、経営者が「将来の帰結が予測できる」と判断した場合はどうだろうか。この場合、経営者は何らかの見積もり数値を財務諸表に認識するであろう。つまり、この[図16]の規定が、—監査基準策定者の方が、何をどこまで考慮したかは定かでないが—タイプBの未確定事項を想定していると考えたらどうだろうか。その想定は、十分成立するし、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」という表現についても、「重要な監査手続を実施できなかった場合」そのものではないが、その場合と同じく、経営者の主張の適否を監査人が確かめられなかったところのタイプBの未確定事項のことが想定されていると解釈したら、「準じて」という部分の理解は可能である。

タイプBの未確定事項の具体例には、事欠かない。坂柳(2005a), 坂柳(2005b)

で紹介した中西 (1963), 坂柳 (2005b) で紹介した日下部 (1958), 坂柳 (2005a) で紹介した Pubco 社1979年監査報告書, 坂柳 (2005b) で紹介した Diversified 社1979年監査報告書, そして本稿で示した Pany and Whittington (1997, 78), Arundel 社1974年監査報告書, SEC (1977, 217) がそれである。また, 坂柳 (2005b, 256-263) では, タイプAの未確定事項や除外事項の構造と比較する形で, タイプBの未確定事項の理論構造を示した。そして, 本稿2節では, 実態面からタイプBの未確定事項が成立するプロセスを示した。

タイプBの未確定事項に対して予想される反論に対する再反論は, 坂柳 (2005b) に示しておいた。既に論争が生じているにもかかわらず, タイプBの未確定事項を最初から排除することを前提にした議論や, これまでタイプBの未確定事項が知られていない (知られていなかった) ことを前提にした議論は, まずそうした前提に疑いの目を向けていないという点で理不尽であろう。そうした主張には, 筆者は取り合わない。また, 根拠もなく, タイプBの未確定事項を指している文献・事例が, 本来タイプAの未確定事項又は除外事項で対処すべきであった旨を主張するのも理不尽であり, 同じくその手の主張には取り合わない。理論フレームの構築を含む論理的思考, 事実の調査のいずれによっても, タイプBの未確定事項が概念として成立しないと言うのであれば, それは一体なぜなのかを今後読者にご教示頂きたい。

さて, [図16] の規定だが, 「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」という表現も見られる。[図16] の規定がタイプBの未確定事項を想定していると考えられる場合, 経営者による将来の帰結の予測によって形成された見積もりについて, その合理性が確かめられないことによって, その潜在的な虚偽表示の金額的影響が他の財務諸表項目に連鎖的に及ぶ, つまり浸透性がある状況は, 「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」に該当するだろう。

このように, [図16] の規定は, タイプBの未確定事項を想定していると解釈することができそうである。そうだとすると, [図16] の規定自体を排除することはできないであろう。また, タイプBの未確定事項を知らない論者, あ

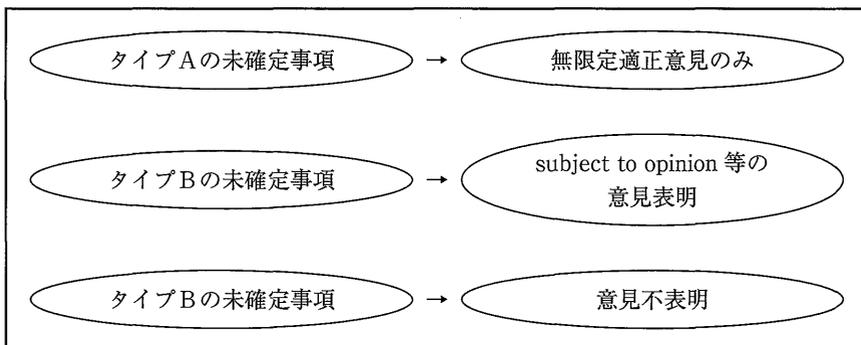
るいは認めようとしなない論者ならともかく、坂柳 (2005a), 坂柳 (2005b), 坂柳 (2006), そして本稿を十分に理解した論者であれば、—実際の監査基準制定上の議論の俎上に上ったかどうかとは別に—解釈論として、タイプBの未確定事項を排除することはしないであろう。

[図16]の規定がタイプBの未確定事項を想定しているとする、その対応が問題になるが、それについては、[図15]を再度参照頂きたい。見積もり数値という経営者の主張の適否が判断できないことを理由に、その潜在的虚偽表示の浸透性があると判断し、財務諸表の有用性がないと判断した場合には、監査人の対応は、「意見不表明」になり、この「意見不表明」は、[図16]に反映されていると解釈できる。一方、タイプBの未確定事項についての潜在的虚偽表示の浸透性はないと判断し、財務諸表の有用性があると判断した場合には、その対応は「subject to opinion 等の意見表明」であった。

他方、理論的には、タイプAの未確定事項に直面した監査人の対応は「無限定適正意見のみ」である。以上をまとめると、[図18]のようになる。

この[図18]を[図17]と比べると、[図17]のような「1つの状況—2つの対応」と違って、[図18]は「1つの状況—1つの対応」原理が貫徹していることがわかる。タイプBの未確定事項については、監査人の判断する浸透性や、財務諸表の有用性という要素を考慮した（[図15]を参照）「それぞれのタ

[図18] —未確定事項に直面した監査人の理論的な対応



タイプBの未確定事項」であり、共通の「1つのタイプBの未確定事項」に対して、複数の監査人の対応が考えられる、ということではない。

[図16]の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の実務指針について、日本公認会計士協会(2003)の「Ⅲ 証券取引法監査における監査報告書 1. 年度財務諸表に関する監査報告書 (1)連結財務諸表に関する監査報告書 ③財務諸表に対する意見 (ウ)監査範囲の制約」では、上記「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定についての言及はあるが、その記載例が記されていない。この実務指針ができた時点では、「タイプBの未確定事項」という観念がなかったかもしれないが、今後監査人の行為指針である監査基準及び実務指針の形成に当たって、[図18]を始め、筆者の未確定事項プロジェクトについて、参考になるところがあれば参考にして頂きたい。

今後の実務において、監査人がタイプBの未確定事項に直面する可能性が考えられる以上、「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定は、「タイプBの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を規定しているもの」として残しつつ、「意見不表明」の他に、「subject to opinion 等の意見表明」も監査人が選択できるよう、例えば、「…複合的かつ多岐にわたる場合には、…」を、「…複合的かつ多岐にわたるかどうかを判断し、…」という形に、若干文言修正をする必要があるだろう。タイプBの未確定事項についての浸透性を、監査人が考慮する必要があることを示すためである。そして、その上で実務指針の記載例を、例えば、坂柳(2005a)、坂柳(2005b)、そして本稿で紹介した、タイプBの未確定事項について言及した監査報告書の記載例を参考にしながら、整備していく必要があるだろう。

#### 4. 本稿のまとめと今後の課題

筆者の未確定事項プロジェクトにおいて、坂柳(2005a)では、未確定事項をタイプAとBに分けることを提案し、坂柳(2005b)では、タイプBの未確定事項の一般構造を示した。坂柳(2006)では、タイプAの未確定事項に直面

した場合の監査人の対応がどうなるのかを検討した。

本稿の1つ目の課題は、坂柳(2005a)や坂柳(2005b)で紹介した文献や事例が、それ自体単独でタイプBの未確定事項に言及していること、そして坂柳(2005b)で構築された理論構造も、それ自体単独に記述されていることを踏まえ、文献や事例と、タイプBの未確定事項の構造がどうつながるのかを明らかにすることであった。そのことによって、タイプBの未確定事項の理論構造が変わるわけではないが、経営者が見積もり数値を選択し、監査人が「複数の見積もり数値」に直面するに至ったプロセスを示すことによって、タイプBの未確定事項の理論構造が、より読者にわかりやすくなることが期待される。

以上の作業が2節で行われた。その結果は、2-5及び[図12]にまとめられている。経営者も監査人も、その経済環境のもとで行われる将来予測の結果が様々あり得る状況に直面している場合に、経営者は「財務諸表の作成」という形で、見積もり数値を決定し、その経営者の見積もり数値が、監査人の直面する複数の見積もり数値のうちの1つと一致した結果として、タイプBの未確定事項が成立することがわかった。「経済環境」や「将来予測」という言葉だけでなく、背景事情のわかりやすい具体的な事例や文献を用いて、タイプBの未確定事項の構造を、よりリアルに記述したわけである。

「経済環境」は、2-1のPany and Whittington(1997, 78)で言えば、「非常に大きな不景気」であったし、2-3のArundel社1974年監査報告書に関して言えば、「販売用戸建住宅の開発及び建設」についての事業非継続や、その事業の処分計画についての意思決定、そして1974年財務諸表作成時点での不動産の売却市場の状況であった。そして2-4のSEC(1977, 217)では、有価証券の時価が即座には入手できない状況が問題になっていた。

一方、「将来予測」については、2-1のPany and Whittington(1997, 78)で言えば、複数通り考えられる貸付金の評価額であるし、2-3のArundel社の1974年監査報告書に関して言えば、不動産の将来売却価格の動向の把握や、「販売用戸建住宅の開発及び建設に関する事業」を構成する資産の実現価額の発生可能性の評価を含む、不動産売却市場の趨勢についての判断である。これ

らの判断の仕方には、1通りの場合もあれば、複数通りの場合もあるだろう。2-4のSEC(1977, 215)では、有価証券の「売却したとした場合に合理的に受け取ると予想される金額」としての公正価値の算定方法が複数考えられていた。

2-2で紹介したRevere社1988年財務諸表上は、経営者が「即座に取引が成立する市場がない有価証券」の公正価値を見積もっていた。同社の監査人は、監査報告書上「これらの見積もり数値は、即座に取引が成立する市場があったとしたら、採用されたであろう値とは著しく異なっているかもしれず、その相違は重要なものとなり得る」と記してはいたが、経営者の公正価値の見積もりが合理的かどうかについて監査人が判断できない状況だったのかどうかは、わからなかった。よって、Revere社1988年監査報告書が、タイプBの未確定事項について言及したものかどうかもわからなかった。そもそも、「即座に取引が成立する市場がない」にもかかわらず、それが「あったとしたら」という仮定を監査人が設ける理由、及びその仮定のもとで、上記記述を行う理由も不明であった。また、見積もり手続は合理的であり、記録は適切であると信じているのに、なぜ監査人は無限定適正意見を表明しないのか、という疑問が財務諸表利用者に生じる可能性がある。このように、Revere社の監査人の対応は、問題のあるものだったことがわかる。

このケースは、他の2-1, 2-3, 2-4の文献や事例の特徴を際立たせるために紹介した。Revere社の監査人が、経営者の見積もり金額の合理性が判断できなかったのであれば、そのことを財務諸表利用者に伝えるべく、Arundel社の1974年監査報告書のように、その見積もり額が「監査手続によって確かなものとされたわけではない」旨の記述を行うのが適切だったであろう。

本稿の2つ目の課題は、タイプBの未確定事項に直面した監査人の対応を考察することであった。それを考える上で、本稿では、経営者の会計上の主張がGAAPに準拠しているかどうかが確かめられなかった場合の監査人の対応—監査範囲の制限があった場合の監査人の対応—を考えた。監査範囲の制限があった場合の監査人の対応は、意見差控（意見不表明）と限定意見である。

この2つの対応の識別規準として、文献上は「浸透性」が挙げられていた。監査範囲の制限の場合に関して言えば、それは、GAAPに準拠しているかどうか確かめられなかったところの潜在的な虚偽表示が、他の財務諸表項目に影響を与える場合のその程度、である。タイプBの未確定事項に直面した場合も、監査人は、見積もり数値が合理的かどうか確かめられず、その意味では経営者の主張のGAAP準拠性が確かめられていない。この場合も、財務諸表に「潜在的な虚偽表示」があると考えられるわけである。そうだとすると、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応を考える上でも、監査範囲の制限があった場合と同じように、「浸透性」が監査人にとっての考慮要素になるはずである。

監査範囲の制限があった場合には、GAAPに準拠していることが確かめられなかった項目の浸透性があると監査人に判断された場合、その場合の財務諸表は、そうでない場合に比べて、相対的に利害関係者にとって有用ではないだろう。GAAP準拠性の確かめられなかった項目がより多くなり、財務諸表利用者は他の情報を探索する必要があるからである。そのような場合の監査人の対応は、「意見差控（意見不表明）」であった。以上の議論は、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応についても、当てはまるだろう。意見差控（意見不表明）を選択するに当たって、監査人は、「経営者の見積もり数値の合理性が確かめられなかった」旨を監査報告書上記載する必要があるが、その記載例としては、例えば、3-1で述べたAmerican Steel社の1953年監査報告書の文言、その他、坂柳（2005a）、坂柳（2005b）、そして本稿で言及してきた事例で用いられている文言が考えられる。

一方、監査範囲の制限があった場合に、GAAPに準拠していることが確かめられなかった項目の浸透性がない場合、その場合の財務諸表は、そうでない場合に比べて、利害関係者にとって有用なものになると監査人に判断されるであろう。GAAP準拠性の確かめられなかった項目がより少なくなっているからである。この議論も、タイプBの未確定事項に直面した場合の対応問題に当てはめることができる。その対応は、「経営者の見積もり数値の合理性が確か

められなかった」旨を監査報告書に記載し、タイプBの未確定事項以外の項目がGAAPに準拠していることを確かめた上で、意見を表明することである。例えば、subject to opinionが考えられる。以上は、[図15]にまとめてある。

3-3では、現行監査基準の合理性を検討した。「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」([図16])の規定中の「将来の帰結が予測し得ない事象又は状況」について、経営者も監査人も「将来の帰結が予測し得ない」と解釈した場合、経営者は将来の帰結を見積もれないと判断し、監査人もその判断に同意することになるので、この規定はタイプAの未確定事項を想定していることになる。しかし、その場合に、監査人が「意見不表明」を選択する余地は見出せない。監査人の対応は、理論的には「無限定適正意見のみ」になるし、制度上取り得るのは、「適正意見+追記情報」である。[図17]の「タイプAの未確定事項⇒意見不表明」の経路は、除く必要があるだろう。

では、[図16]の規定そのものを排除してはまずいのだろうか。この点については、[図16]の規定がタイプBの未確定事項を想定していると解釈する余地があり、今後の実務において、監査人がタイプBの未確定事項に直面する可能性が考えられる以上、[図16]の規定自体を排除するのは適切ではない。経営者は「将来の帰結が予測できる」と判断し、何らかの見積もり数値を財務諸表に認識し、監査人がその合理性を確かめられず、タイプBの未確定事項についての浸透性があると判断した結果、「意見不表明」を選択する道があるのである。[図16]の規定中の「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」の「準じて」の部分も、この規定がタイプBの未確定事項を想定していると考えたら、理解可能である。また、タイプBの未確定事項についての浸透性についても、潜在的な虚偽表示の浸透性がある状況は、[図16]の規定中の「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」に該当すると考えられる。

今後は、「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定は、「タイプBの未確定事項に直面した場合の監査人の対応を規定しているもの」として残しつつ、「意見不表明」の他に、「subject to opinion等の意見表明」も監査人が

選択できるように、監査基準・実務指針を整備していく必要があるだろう。

未確定事項について論じた文献は数多いが、そうした文献の中で、筆者のここまでの未確定事項プロジェクトがどのような位置づけにあるのかについての見極めが、本稿ではできなかった。この点は、今後の課題である。一方、タイプBの未確定事項は、経営者の認識する見積もり数値が、監査人の直面する複数の見積もり数値のうちのどれかと一致している場合に成立するが、この構造を敷衍すると、次のような状況も論理的にはあり得る。それは、ある事象（例えば、重要な損失をもたらす事象）の発生可能性が、経営者は「低い」と考えているが、監査人の想定する発生可能性の評価には、「高い」と「低い」の両方ある、という場合である。つまり、タイプBの未確定事項は、見積もり数値について経営者と監査人が直面する状況を問題にしていたが、事象の発生可能性に関する経営者と監査人の評価を問題にすることもできるのではないか、ということである。そのような場合の監査人の対応問題に、本稿は言及できなかったため、この点も将来の課題である。

筆者の未確定事項プロジェクトは、最終局面を迎え、新たな展開を見せ始めた。

## [引用文献]

AICPA (1974), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

AICPA (1988), AICPA, SAS No.58, *Reports on Audited Financial Statements*, April 1988.

APB (1973), Accounting Principles Board (APB) No.30, *Reporting the Results of Operations : Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business, and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions*, June 1973.

Arens and Loebbecke (1988), Arens, Alvin A. and James K. Loebbecke, *Auditing : An Integrated Approach*, 4<sup>th</sup> ed., Englewood Cliffs, N.J. : Prentice-Hall, Inc., 1988.

Carmichael (1972), Carmichael, D.R., *The Auditor's Reporting Obligation : The Meaning and Implementation of The Fourth Standard of Reporting*, Auditing Research Monograph No.1, AICPA, New York, 1972.

Defliese et al. (1975), Defliese, Philip L., Kenneth P. Johnson and Roderick K. Macleod, *Montgomery's Auditing*, 9<sup>th</sup> ed., New York : Ronald Press Co., 1975.

Pany and Whittington (1997), Pany, Kurt and O. Ray Whittington, *Auditing*, 2<sup>nd</sup> ed., Chicago : Richard D. Irwin, Inc., 1997.

Robertson (1979), Robertson, Jack C., *Auditing*, Revised ed., Dallas, Texas : Business Publications, Inc., 1979.

SEC (1977), UNITED STATES, SECURITIES AND EXCHANGE COMMISSION (SEC), *Accounting Series Releases : Compilation of RELEASES to 195, As in Effect AUGUST 1976*, Washington, D.C. : For sale by the Superintendent of Documents, U.S. Government Printing Office, 1977.

Willingham and Carmichael (1979), Willingham, John J. and D.R. Carmichael, *Auditing Concepts and Methods*, 3<sup>rd</sup> ed., New York : McGraw-Hill Book Company, 1979.

新井・村山 (1992), 中嶋敬雄, 「第4章 監査報告準則」(新井清光・村山徳五郎編, 『新監査基準・準則詳解』, 中央経済社, 1992年. 所収).

日下部 (1958), 日下部與市, 『財務諸表監査』, 日本評論新社, 1958年.

坂柳 (2004), 坂柳 明, 「継続企業の前提が不成立の場合の監査人の対応 — いくつかの事例を分析して —」, 『現代監査』, 第14号, 2004年3月.

坂柳 (2005a), 坂柳 明, 「2つのタイプの未確定事項」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第1号, 2005年7月.

坂柳 (2005b), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(1) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第2・3合併号, 2005年12月.

坂柳 (2006), 坂柳 明, 「未確定事項に直面した監査人の対応 — 文献・制度の評価(2) —」, 『商学討究』(小樽商科大学), 第56巻第4号, 2006年3月.

中西 (1963), 中西 旭, 『監査原論』, 日新出版, 1963年.

永見 (1998), 永見 尊, 「消えた“subject to” オピニオン — その史的展開と意義 —」, 『JICPA ジャーナル』, 第10巻第6号, 1998年6月.

日本公認会計士協会 (1992), 日本公認会計士協会監査基準委員会, 「特記事項」, 監査基準委員会報告書第2号 (中間報告), 1992年11月11日.

日本公認会計士協会 (2003), 日本公認会計士協会, 「監査報告書作成に関する実務指針 (中間報告)」, 監査委員会報告第75号, 2003年1月31日.

松井 (1993), 松井隆幸, 「偶発事象と監査報告 — 特記事項と未確定事項に関連して —」, 『経理研究』(中央大学), 第37号, 1993年10月.